

平成27年6月4日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目6番2号

日本ゼオン株式会社

取締役会長 古河直純

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席お差し支えの場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、次のいずれかの方法により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

〔議決権行使書用紙による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権の行使〕

後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご登録くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分からとさせていただきます。）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
（新丸の内センタービル14階）当社会議室
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第90期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件
 2. 第90期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役12名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 議決権行使書用紙またはインターネットによる議決権行使に際しましては、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送またはご登録をお願いいたします。
- (2) 議決権行使書用紙およびインターネット双方によりまして、重複して議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最終の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.zeon.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際して監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.zeon.co.jp>)に掲載させていただきます。

## 目 次

### 添 付 書 類

|                                                         |    |
|---------------------------------------------------------|----|
| ・ 事業報告                                                  |    |
| 1. 企業集団の現況に関する事項                                        | 4  |
| 2. 会社の株式に関する事項                                          | 9  |
| 3. 会社の新株予約権等に関する事項                                      | 10 |
| 4. 会社役員に関する事項                                           | 11 |
| 5. 会計監査人の状況                                             | 14 |
| 6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制 | 15 |
| 7. 会社の支配に関する基本方針                                        | 19 |
| ・ 連結貸借対照表                                               | 24 |
| ・ 連結損益計算書                                               | 25 |
| ・ 連結株主資本等変動計算書                                          | 26 |
| ・ 貸借対照表                                                 | 27 |
| ・ 損益計算書                                                 | 28 |
| ・ 株主資本等変動計算書                                            | 29 |
| ・ 連結計算書類に係る会計監査報告                                       | 30 |
| ・ 計算書類に係る会計監査報告                                         | 31 |
| ・ 監査役会の監査報告                                             | 32 |
| <br>                                                    |    |
| 株主総会参考書類                                                | 34 |
| <br>                                                    |    |
| インターネットによる議決権行使のご案内                                     | 43 |

(添付書類)

## 事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当期の経営環境を振り返りますと、政府の経済対策の効果もあり、国内経済は緩やかに回復基調をたどったものの、欧州経済の回復の遅れや新興国の景気拡大の陰りなど世界経済は順調とはいえず、当社グループを取り巻く環境としても、原料価格、海外市況、為替など不安定な状況で推移しました。

当社グループはこのような環境のもとで、引き続き「ZΣ運動」による徹底したコスト削減に努めるとともに、エラストマー素材事業におきましては採算性の重視と生産・販売のグローバル展開、高機能材料事業におきましては付加価値の高い新製品の開発と事業拡大に取り組んでまいりました。

この結果、当期の連結売上高は3,075億24百万円となり、前期に比べて110億96百万円の増収となりました。

また、連結営業利益は282億45百万円と前期に比べて16億56百万円の減益、連結経常利益は310億98百万円と前期に比べて14億63百万円の減益、連結当期純利益は190億80百万円と前期に比べて5億70百万円の減益となりました。

部門別の概況は以下のとおりです。

#### 〔エラストマー素材事業部門〕

合成ゴム関連では、特殊ゴムにおいて販売数量を伸ばしたものの、汎用ゴムを中心に海外市況の悪化の影響を受けたため、全体の売上高は前期を上回りましたが、営業利益は前期を下回りました。

合成ラテックス関連では、手袋向けの販売が好調に推移したものの、製紙用途向けや樹脂改質向け等の販売が振るわなかったことから、全体の売上高、営業利益ともに前期を下回りました。

化成品関連では、国内市場での需要低迷による影響があったものの、海外市場での旺盛な需要および円安を背景に販売が好調に推移し、タイ子会社での増設プラント稼働に伴う売上高増加等もあったことから、全体の売上高、営業利益ともに前期を上回りました。

以上の結果、エラストマー素材事業部門全体の売上高は前期に比べて44億78百万円増加し1,888億29百万円、営業利益は前期に比べて25億4百万円減少し168億18百万円となりました。

### 〔高機能材料事業部門〕

高機能樹脂関連では、医療用途等の販売が堅調であった一方で、光学レンズ用途では顧客在庫調整等の影響を受けました。高機能部材関連では、テレビ向け光学フィルムの販売が好調に推移したことに加え、モバイル向け光学フィルムの販売も堅調でした。この結果、高機能樹脂および部材全体では、売上高、営業利益ともに前期を上回りました。

情報材料関連では、電池材料および電子材料の売上高は前期を上回りましたが、トナー等の売上高は前期を下回りました。この結果、全体の売上高、営業利益ともに前期を下回りました。

化学品関連では、特殊化学品、合成香料ともに拡販活動が進んだことにより販売数量を伸ばしたことから、全体の売上高、営業利益ともに前期を上回りました。

以上の結果、高機能材料事業部門全体の売上高は前期に比べて67億21百万円増加し708億75百万円、営業利益は前期に比べて3億25百万円増加し94億46百万円となりました。

### 〔その他の事業部門〕

その他の事業においては、子会社の商事部門等の売上高は前期を上回りましたが、塗料事業等の売上高は前期を下回りました。

以上の結果、その他の事業部門全体の売上高は前期に比べて7億49百万円減少し500億49百万円、営業利益は前期に比べて5億29百万円増加し20億17百万円となりました。

## (2) 設備投資の状況

当期の設備投資額は、285億16百万円でありました。その主要なものは高機能部材製造設備（富山県氷見市ほか）の拡充などです。

## (3) 資金調達の状況

当期の資金調達は、自己資金、金融機関からの借入金およびコマーシャル・ペーパーの発行で充ちいたしました。

#### (4) 対処すべき課題

当期は、平成26年度から平成28年度までの中期経営計画『SZ-20 Phase II（エスゼット20 フェーズ・ツー）』推進の初年度として、「『2020年のありたい姿』－化学の力で未来を今日にするZEON－」の実現のため、全社基本戦略として「エラストマー素材事業と高機能材料事業のそれぞれの強みを磨き上げ、両輪でグローバルに事業を拡大する」こと、ならびに「2020年のありたい姿を実現する企業風土を『見える化』をベースに育成する」ことの2点を基本方針として、諸課題に取り組んでまいりました。

1点目の全社事業戦略について、エラストマー素材事業では、シンガポールなどでグローバル生産拠点の拡充を進める一方で、製品の差別化など、経済状況等の環境変化にも耐えうる新製品の研究開発、上市を進めてまいりました。

また、高機能材料事業では、重点3事業分野（情報用部材・エナジー用部材・メディカルデバイス）での研究開発や上市を早めることにより、事業拡大を進めてまいりました。

2点目の企業風土の育成に関しましては、当社グループ全員が共有する「重要な価値観（スピード・対話・社会貢献）」を実践し強化する取り組みや、「大切にゼオンらしさ（仲間との相互信頼）」を育み強化する取り組みとして「たいまつ活動」を推進してまいりました。「たいまつ活動」とは、当社独自の風土育成活動であり、一人ひとりが「わたしは何を大切にしたいのか」「わたしは何をしたいのか」「わたしはどうなりたいのか」を言葉にして、気づき、考え、行動し、「2020年のありたい姿」を実現していく活動です。このように、一人ひとりが変わっていく状態を、たいまつに火を灯し、たくさんの火に拡げていくことに喩え、熱い想いを込めて「たいまつ活動」と名付けています。

当社グループでは、『2020年のありたい姿』として平成32年度（2020年度）に売上高5,000億円を達成することを目標として掲げております。『SZ-20 Phase II（エスゼット20 フェーズ・ツー）』では、『2020年のありたい姿』の実現に向けて、従来のやり方・考え方を抜本的に見直して会社を変えていくことに着目し、改革・改善を推進してまいります。

## (5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分             | 平成23年度<br>第 87 期 | 平成24年度<br>第 88 期 | 平成25年度<br>第 89 期 | 平成26年度<br>第 90 期<br>(当期) |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 262,842          | 250,763          | 296,427          | 307,524                  |
| 経 常 利 益 (百万円)   | 31,487           | 25,212           | 32,561           | 31,098                   |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 19,127           | 14,750           | 19,650           | 19,080                   |
| 1株当たりの当期純利益(円)  | 82.75            | 63.81            | 85.15            | 84.13                    |
| 総 資 産 (百万円)     | 311,925          | 350,508          | 370,872          | 399,512                  |

- (注) 1. 1株当たりの当期純利益は、期中平均発行済株式数（ただし、自己株式数は除外）によって算出しております。
2. 第88期は、エラストマー素材事業部門の販売が振るわず、売上高、経常利益および当期純利益いずれも減少しました。
3. 第89期は、高機能材料事業部門の販売が堅調に推移し、売上高、経常利益および当期純利益いずれも増加しました。
4. 第90期（当期）は前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載したとおりであります。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はございません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名            | 資 本 金         | 当 社 の<br>議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容                  |
|------------------|---------------|--------------------|--------------------------------|
| 東 京 材 料 株 式 会 社  | 百万円<br>228    | %<br>79.8          | 各種化学商品等の仕入販売                   |
| ゼオン化成株式会社        | 百万円<br>463    | %<br>100.0         | プラスチック製品・包装梱包材料等の加工・販売および資材の販売 |
| 株 式 会 社 ト ウ ペ    | 百万円<br>490    | %<br>100.0         | 塗料、合成ゴム等の製造・販売                 |
| ゼオン・ケミカルズ社       | 百万米ドル<br>36   | %<br>100.0         | 持株会社                           |
| ゼオン・ケミカルズ・ヨーロッパ社 | 百万ポンド<br>23.3 | %<br>100.0         | 合成ゴムの製造・販売                     |

- (注) 1. 東京材料株式会社に対する当社の議決権比率には、当社の子会社であるゼオン化成株式会社を通じての間接所有分を含んでおります。また、ゼオン化成株式会社に対する当社の議決権比率には、当社の子会社であるゼオンノース株式会社を通じての間接所有分を含んでおります。
2. 英国子会社であるゼオン・ケミカルズ・ヨーロッパ社は製造中止を検討中であり、同社従業員との協議手続きを開始しております。

## (7) 主要な事業内容

下記製品の製造および販売

| 事業部門         | 主要製品                      |
|--------------|---------------------------|
| エラストマー素材事業部門 | 合成ゴム、合成ラテックス、化成品          |
| 高機能材料事業部門    | 高機能樹脂、高機能部材、情報材料、化学品、医療器材 |
| その他の事業部門     | RIM配合液、RIM成形品、塗料          |

## (8) 主要な営業所および工場

### ① 当社

|     |                                         |
|-----|-----------------------------------------|
| 本社  | 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号                       |
| 事務所 | 大阪事務所（大阪市）、名古屋事務所（名古屋市）                 |
| 工場  | 高岡工場（富山県）、川崎工場（川崎市）、徳山工場（山口県）、水島工場（岡山県） |
| 研究所 | 総合開発センター（川崎市）、精密光学研究所（富山県）              |

### ② 重要な子会社

| 区分 | 会社名              | 本店所在地   |
|----|------------------|---------|
| 国内 | 東京材料株式会社         | 東京都千代田区 |
|    | ゼオン化成株式会社        | 東京都千代田区 |
|    | 株式会社トウペ          | 大阪府堺市   |
| 海外 | ゼオン・ケミカルズ社       | 米国      |
|    | ゼオン・ケミカルズ・ヨーロッパ社 | 英国      |

## (9) 従業員の状況

| 従業員数   | 前期末比増減 |
|--------|--------|
| 3,216名 | 0.9%増  |

## (10) 主要な借入先

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行    | 13,326百万円 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 8,000百万円  |
| 農林中央金庫       | 7,579百万円  |



## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 800,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 242,075,556株(自己株式15,286,593株を含む。)  
 (3) 株主数 9,807名(前期末比 1,898名減)  
 (4) 大株主

| 株 主 名                                                 | 当社への出資状況     |            |
|-------------------------------------------------------|--------------|------------|
|                                                       | 持 株 数        | 持 株 比 率    |
| 横 浜 ゴ ム 株 式 会 社                                       | 千株<br>22,682 | %<br>10.00 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                             | 11,340       | 5.00       |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                                     | 11,310       | 4.99       |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC)<br>RE 15 PCT TREATY ACCOUNT | 8,806        | 3.88       |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                               | 7,965        | 3.51       |
| 朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社                                   | 7,679        | 3.39       |
| 全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会                             | 7,450        | 3.28       |
| 旭 化 成 ケ ミ カ ル ズ 株 式 会 社                               | 6,438        | 2.84       |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)                            | 5,125        | 2.26       |
| C M B L S . A . R E M U T U A L F U N D S             | 4,333        | 1.91       |

- (注) 1. 当社は自己株式15,286千株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 上記の表には記載しておりませんが、平成27年3月31日現在、横浜ゴム株式会社が三菱UFJ信託銀行株式会社へ退職給付信託として信託設定した株式(株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・横浜ゴム株式会社口)」)が、3,400千株(持株比率1.50%)あります。この株式の議決権は信託約款上、横浜ゴム株式会社が留保しています。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況（平成27年3月31日現在）

① 目的となる株式の種類および数

普通株式 409,000株（新株予約権1個につき1,000株）

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1株あたり1円

③ 新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、原則として当社の取締役を退任したときに限り、新株予約権を行使することができる。

④ 当社役員の保有状況

|     | 名称                                    | 個数  | 目的となる株式の数 | 行使期間                     | 保有者数 |
|-----|---------------------------------------|-----|-----------|--------------------------|------|
| 取締役 | 日本ゼオン株式会社2006年発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション） | 34個 | 34,000株   | 平成18年8月16日から平成48年8月15日まで | 5名   |
|     | 日本ゼオン株式会社2007年発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション） | 34個 | 34,000株   | 平成19年8月16日から平成49年8月15日まで | 5名   |
|     | 日本ゼオン株式会社2008年発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション） | 45個 | 45,000株   | 平成20年8月12日から平成50年8月11日まで | 5名   |
|     | 日本ゼオン株式会社2009年発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション） | 68個 | 68,000株   | 平成21年8月13日から平成51年8月12日まで | 7名   |
|     | 日本ゼオン株式会社2010年発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション） | 61個 | 61,000株   | 平成22年7月15日から平成52年7月14日まで | 7名   |
|     | 日本ゼオン株式会社2011年発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション） | 43個 | 43,000株   | 平成23年7月14日から平成53年7月13日まで | 8名   |
|     | 日本ゼオン株式会社2012年発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション） | 42個 | 42,000株   | 平成24年7月13日から平成54年7月12日まで | 8名   |
|     | 日本ゼオン株式会社2013年発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション） | 51個 | 51,000株   | 平成25年7月12日から平成55年7月11日まで | 9名   |
|     | 日本ゼオン株式会社2014年発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション） | 31個 | 31,000株   | 平成26年7月14日から平成56年7月13日まで | 9名   |

#### (2) 当期中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等

| 地 位                 | 氏 名     | 担当または重要な兼職の状況                                      |
|---------------------|---------|----------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>取締役会<br>会長 | 古 河 直 純 | 株式会社トウペ会長                                          |
| 代表取締役<br>社長         | 田 中 公 章 |                                                    |
| 取締役<br>専務執行役員       | 伏 見 好 正 | 基盤事業本部長                                            |
| 取締役<br>専務執行役員       | 大 島 正 義 | 高機能事業本部長<br>株式会社TFC代表取締役社長                         |
| 取締役<br>専務執行役員       | 南 忠 幸   | 管理本部長<br>株式会社トウペ代表取締役社長                            |
| 取締役<br>専務執行役員       | 武 上 博   | 生産担当、CSR推進本部長、CSR統括部門長                             |
| 取締役<br>専務執行役員       | 三 平 能 之 | 研究開発本部長、総合開発センター長                                  |
| 取 締 役               | 伊 藤 晴 夫 | 富士電機株式会社相談役                                        |
| 取 締 役               | 北 畑 隆 生 | 学校法人三田学園理事長兼学校長                                    |
| 取 締 役<br>執行役員       | 平 川 宏 之 | 基盤事業副本部長、ゴム事業部長                                    |
| 取 締 役<br>執行役員       | 伊 藤 敬   | 経営企画統括部門長、事業企画室長                                   |
| 常 勤 監 査 役           | 長谷川 純   |                                                    |
| 常 勤 監 査 役           | 岡 田 誠 一 |                                                    |
| 監 査 役               | 藤 田 讓   | 朝日生命保険相互会社最高顧問<br>公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会<br>会長 |
| 監 査 役               | 南 雲 忠 信 | 横浜ゴム株式会社代表取締役会長兼CEO<br>一般社団法人日本ゴム工業会会長             |
| 監 査 役               | 森 信 博   | 株式会社東京ドーム社外取締役                                     |

- (注) 1. 取締役のうち伊藤晴夫および北畑隆生の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち藤田讓、南雲忠信および森信博の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役のうち伊藤晴夫および北畑隆生の両氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役のうち藤田讓および森信博の両氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職の状況については、上記に加え「(3) 社外役員に関する事項」にも記載のとおりであります。
6. 平成26年6月27日開催の第89回定時株主総会において、北畑隆生氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。

7. (ご参考) その他の執行役員(取締役を兼務しない執行役員)は、以下のとおりです。

| 地 位    | 氏 名     | 担 当                                     |
|--------|---------|-----------------------------------------|
| 常務執行役員 | 朝比奈 宏   | 特別プロジェクト担当<br>ゼオンケミカルズシンガポール株式会社取締役社長   |
| 常務執行役員 | 西 嶋 徹   | 生産本部長、総合生産センター長                         |
| 執行役員   | 今 井 廣 史 | 原料・物流統括部門長、原料部長、物流総括部長                  |
| 執行役員   | 藤 澤 浩   | 高岡工場長                                   |
| 執行役員   | 古 谷 岳 夫 | 経営管理統括部門長、経営管理部長<br>ゼオンエフアンドビー株式会社代表取締役 |
| 執行役員   | 柳 田 昇   | 化学品事業部長、Z1プロジェクト責任者                     |
| 執行役員   | 佐 屋 利 明 | 徳山工場長                                   |
| 執行役員   | 井 上 俊 弘 | ラテックス事業部長                               |
| 執行役員   | 小 瀬 智 之 | 水島工場長                                   |

## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分   | 人 数 | 報酬等の額  | 摘 要                                         |
|-------|-----|--------|---------------------------------------------|
| 取 締 役 | 11名 | 497百万円 | 株主総会決議による取締役報酬限度額は年額550百万円(平成19年6月定時株主総会決議) |
| 監 査 役 | 5名  | 73百万円  | 株主総会決議による監査役報酬限度額は年額100百万円(平成19年6月定時株主総会決議) |
| 合 計   | 16名 | 570百万円 |                                             |

- (注) 1. 上記報酬等の額には、取締役に対するストックオプションとして付与された新株予約権による報酬額を含めております。なお、株主総会決議による取締役ストックオプション報酬限度額は年額2億円(平成18年6月定時株主総会決議)であります。
2. 上記のうち、社外役員5名に対する報酬等の総額は34百万円であります。
3. 上記のほか、次のとおりの支給があります。
- 使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額(賞与を含む) 31百万円

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の業務執行取締役等との兼任状況

取締役伊藤晴夫氏は、富士電機株式会社相談役であります。同社との間には重要な取引関係等はありません。

取締役北畑隆生氏は、学校法人三田学園理事長兼学校長であります。同学園との間には重要な取引関係等はありません。なお、同氏は、平成27年3月31日をもって同学園学校長を退任いたしました。

監査役藤田譲氏は、朝日生命保険相互会社最高顧問であり、同社との間には借入金等の取引関係があります。加えて、同社は当社株式7,679千株（持株比率3.39%）を保有しております。また、同氏は公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会会長でもあります。同協会との間には重要な取引関係等はありません。

監査役南雲忠信氏は、横浜ゴム株式会社代表取締役会長兼CEOであり、同社は当社合成ゴム製品等の需要家であるとともに、当社株式22,682千株（持株比率10.00%）を保有しております。また、同氏は一般社団法人日本ゴム工業協会会長でもあります。同会との間には重要な取引関係等はありません。

#### ② 他の法人等の社外役員との兼任状況

取締役伊藤晴夫氏は、富士通株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、兼務先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

取締役北畑隆生氏は、株式会社神戸製鋼所、丸紅株式会社およびセーレン株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、兼務先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

監査役藤田譲氏は、富士急行株式会社の社外取締役ならびに古河電気工業株式会社、日本軽金属ホールディングス株式会社および日本通運株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、兼務先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

監査役森信博氏は、株式会社東京ドームの社外取締役を兼務しておりますが、兼務先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

#### ③ 主な活動状況

当期中に開催された取締役会には、取締役伊藤晴夫氏がその全てに、北畑隆生氏がその9割に、監査役藤田譲氏がその8割弱に、南雲忠信氏がその9割強に、森信博氏がその全てにそれぞれ出席しました。また、当期中に開催された監査役会には、監査役藤田譲氏がその8割に、南雲忠信氏および森信博氏がその全てにそれぞれ出席しました。各氏とも、その経歴を通じて培われた豊富な経験・見識に基づいた質問等を積極的に行っております。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役伊藤晴夫氏および北畑隆生氏、監査役藤田讓氏、南雲忠信氏および森信博氏との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令で定める最低責任限度額となります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

| 区分                               | 支払額   |
|----------------------------------|-------|
| 会計監査人としての報酬                      | 67百万円 |
| 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 84百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当期に係る会計監査人としての報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社の子会社であるゼオン・ケミカルズ・ヨーロッパ社は、当社の会計監査人以外の監査法人であるErnst & Young LLPの監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、当社は、会計監査人の継続監査年数その他の事情を総合的に勘案いたしまして、その再任または不再任の決定を行うものいたします。

## 6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年4月28日開催の取締役会において、内部統制システム整備に関する基本方針を決議し、その後も内部統制システム整備状況に応じて数度の改定を行っております。

### 内部統制システム整備に関する取締役会決議

平成25年10月24日

日本ゼオン株式会社取締役会

(前文)

当社取締役会は、現に社内に構築されている内部統制のプロセスを再確認するとともに、不備があれば速やかにこれを補充することにより、更に優れた内部統制システムを確立するための「内部統制システム整備に関する基本方針」を以下のとおり定めている。

なお、この基本方針は現時点における、当社に期待される「内部統制システム整備に関する基本方針」であり、当社取締役会は、法令改正やリスクの変化などの状況の変化に応じて、これに関する不断の見直しを行うものとする。

### 内部統制システム整備に関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役会は、業務執行の法令・定款への適合性を確保するため、監査役の出席のもと、原則として毎月開催し、経営に係る取締役の職務執行の監督を行う。
  - ② 取締役会は、外部的視点からの経営監視をその機能及び役割として期待し、社外役員を招聘する。
  - ③ 取締役は、経営に関する重要な事項について、代表取締役、常務以上の役付執行役員等をもって組織する常務会に付議する。常務会は出席常勤監査役の意見を参考にし、十分な議論を行い審議・決定する。
  - ④ 取締役会は、コンプライアンス体制の基礎として、行動規範である「CSR基本方針」及び具体的な行動指針である「CSR行動指針」を定める。
  - ⑤ 取締役会は、反社会的勢力との関係を断絶することをCSR行動指針に定め、断固たる態度で反社会的勢力を排除する。
  - ⑥ 取締役は、適正な財務報告が、当社の株主・投資家・その他利害関係者からの信頼性確保のために重要であるとの認識に立ち、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築する。

- ⑦ 監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に基づき、取締役会への出席、子会社を含む業務状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行うとともに、当社のコンプライアンス体制及びその運用に問題があると認めるときは、意見を述べて改善策の策定を求める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 取締役は、その担当職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。）を、関連資料と併せてこれを少なくとも10年間保管するとともに、必要に応じて取締役及び監査役が閲覧可能な状態を維持する。
- (1) 株主総会議事録
  - (2) 取締役会議事録
  - (3) 常務会議事録
  - (4) 重要な会議体及び委員会の議事録
- ② ①に定める文書の他、契約書、決裁書その他の文書については、文書の保存に関する規則に基づき適切に保存及び管理を行うものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 取締役会は、「危機管理規程」を損失の危険の管理に関する統括的規程と位置付け、また、個別の損失の危険に対応するために、諸規程を整備する。
- ② 代表取締役を議長とするCSR会議を設置し、CSR会議のもとに次の7つの委員会を常設し、損失の危険の管理にあたる。
- (1) CSR基本政策委員会  
当社グループ全体のCSR活動を活性化させるために設置し、CSR活動の基本政策を企画立案し、全社的に推進することを目的とする。
  - (2) コンプライアンス委員会  
当社グループのコンプライアンスの徹底のために設置し、法令遵守の教育・訓練計画を立案、推進することを目的とする。
  - (3) 危機管理委員会  
当社グループの事業継続のリスク管理のために設置し、組織的に潜在リスクを予防し、表面化したリスクを收拾する。また万一発生した危機に対して統制の取れた対応を取ることによって損失を最小にとどめることを目的とする。  
潜在リスク情報を早期に収集して対処を容易にするために、社外弁護士を窓口とする「コンプライアンス・HOTLINE」等の内部通報制度を整備する。  
危機管理委員会事務局は、危機管理委員会に報告されたリスク情報を全て監査役に報告する。また、監査役は、いつでも必要に応じて危機管理委員会に対してリスク情報の報告を求めることができる。



(4) 広報委員会

当社グループの理念・姿勢・活動等を社会全体及び各ステークホルダーに正しく理解してもらうことによる企業知名度及びイメージの向上を図ること、並びに当社グループの適時適切な情報開示を行うことを目的とする。

(5) 品質保証委員会

当社グループの品質管理、改善及び品質保証教育に関する活動計画立案、並びにこれらを含めた品質保証に関する活動の実施状況のチェック、改善、立案を目的とする。

(6) PL委員会

当社グループのPL予防及びPL教育に関する活動計画立案、並びにPL防御に関する活動の実施状況のチェック、改善、立案を目的とする。

(7) 環境安全委員会

当社グループの年度環境安全方針案等の策定、これらの具体的実施事項の進捗状況確認及び改善、全社環境安全活動の重要な施策の提案、法令等の改正への対応に関する基本方針の提案、並びに事故災害に関連した全社への水平展開を目的とする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、代表取締役、常務以上の役付執行役員等をもって構成される常務会を原則として月2回開催し、これらの審議を経て業務執行の決定を行う。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、諸規程において、それぞれの責任者及びその権限、執行手続について定める。

③ 取締役会は、執行役員を選任し、その責任と権限を明確にすることにより、業務執行のスピードアップを図る。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社における業務の適正を確保するため、当社グループ全てに適用する行動指針として、「CSR行動指針」を定め、これを基礎として、グループ企業各社で諸規程を定めるものとする。

② 子会社の経営管理については、当社グループ共通の「グループ企業管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

③ 子会社の役員及び従業員は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、遅滞なく危機管理委員会に報告する。

- ④ 取締役会は、内部監査を担当する取締役の下に監査室を設置し、当社グループ共通の内部監査基準に基づき、当社及び子会社の業務の適正を確保するために必要な監査を行う。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めたときは、会社は当社の従業員から監査役補助者を任命するものとする。
- ② ①の従業員の取締役からの独立性を確保するために、監査役は①の従業員の人事について事前に報告を受け、必要な場合は会社に対して変更を申し入れることができるものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会、常務会その他の重要な会議に出席し、当社の業務執行に関する報告を受けることができる。
- ② 取締役及び従業員は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項がある場合は、監査役に直ちに報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び従業員に対して報告を求めることができる。
- ③ 取締役は、内部通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
- ④ 監査役は、自らの判断により、定期的に会計監査人より会計監査の結果を聴取するとともに意見交換を行い、必要に応じて監査法人の監査に立会い、また、監査業務を執行した公認会計士と協議の場を持つなどして、監査法人と相互の連携を高める。

以上

(注) 以上は当事業年度中の基本方針を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月27日開催の当社取締役会決議により、上記のうち5. から7. について内容を一部改定しております。改定後の基本方針につきましては、同日付「内部統制システム整備に関する基本方針の改定に関するお知らせ」として当社ウェブサイトにて開示しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株券等に対する大量買付けであっても、当社の株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、買収提案の中には、その目的等から見て企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや、対象会社の株主に株券等の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買収提案の内容を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の株主共同の利益に資さないものもないとは言えません。

当社の企業価値を維持・向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、お客様の夢と快適な社会の実現に役立つ「優れた製品やサービス」を続々と提供することを可能とする「独創的技術」の強化・創出とともに、高度の専門性を有するのみならず、「スピード」「対話」「社会貢献」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり育成・確保すること、ならびにユーザー密着型の製品開発および市場展開等に貢献する取引先との良好な関係を構築することが必要不可欠です。さらに、当社は、CSR (Corporate Social Responsibility) を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。従いまして、当社株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させる姿勢と方針を持つのでなければ、当社の株主共同の利益は毀損されることとなります。

また、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われまます。従いまして、当社株主の皆様を買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株券等の大量買付けや買収の提案が行われる場合には、当社の株主共同の利益が毀損されることになりかねません。

当社は、このような当社の株主共同の利益に資さない買収提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## (2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は昭和25年4月の設立以来、「大地の永遠と人類の繁栄に貢献するゼオン」を企業理念として、大地（ギリシャ語で「ゼオ」）と永遠（ギリシャ語で「エオン」）からなるゼオンの名にふさわしく、世界に誇り得る独創的技術により、地球環境と人類の繁栄に貢献することを使命に、企業価値の維持・向上に努めてまいりました。具体的には、当社の開発した世界最高レベルの蒸留精製技術であるGPB法およびGPI法その他の独自技術により、原油生成物であるC4留分及びC5留分を徹底的に分離精製し、特殊ゴム、リーフアルコール、シクロオレフィンポリマー、光学フィルム等に代表される高付加価値の石油化学製品を続々と生み出すことを通じて、高い性能を要求される用途に応え続け、お客様の夢と快適な社会の実現に貢献し、ひいては当社の市場競争力を創造してきたものであります。

このように当社の企業価値の源泉は、第一義的には、お客様に「優れた製品やサービス」を続々と提供することを可能とする「独創的技術」にあります。当社はエラストマー素材事業と高機能材料事業のそれぞれの強みを磨き上げ、両輪でグローバルに事業を拡大することを基本方針に、グローバルで最適な生産体制の構築と重点3事業分野（情報用部材・エナジー用部材・メディカルデバイス）へのリソース積極投入による事業構造改革、工場とも連携した既存生産技術の改善と新規生産技術の開発、社内技術資産の共有（知と知の融合）およびオープンイノベーション（自前主義からの脱却）の推進などによる研究開発のスピードアップといった諸課題への取組みを通じて、独創的技術の継続的な強化・創出、お客様の夢と快適な社会の実現に貢献する製品・サービスの提供に努めております。

そして、このような独創的技術を基盤とした事業展開には、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり、高度の専門性を有するとともに「スピード」「対話」「社会貢献」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を確保することが不可欠です。当社においても労使間で長年にわたり醸成された深い信頼関係の下、こうした人材の育成・確保に努めるとともに、「2020年のありたい姿」を実現する企業風土育成のための諸活動を進めております。また、長年の取引関係を通じ築き上げてまいりました顧客・原料調達先・製造委託先・共同研究先をはじめとする取引先との良好な関係も、ユーザー密着型の製品開発および市場展開を可能とする等の面で、当社の企業価値の維持・向上に寄与するものと考えられます。

さらに、当社は、CSR（Corporate Social Responsibility）を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。当社は、CSRの取り組みの基本的な考え方を対外的に明らかにし、ゼオングループ全員が今一度CSRへの思いを新たにすべく、平成22年4月に「コンプライアンスを徹底し、社会の安全・安心に応える」「企業活動を

通じ、社会の持続的発展と地球環境に貢献する」「一人ひとりがCSRを自覚し、行動する」の3項目からなる『CSR基本方針』と、その趣旨を具体的に求められる行動の基準として列挙し、規定化した『CSR行動指針』を制定しました。また、『CSR会議』を最高機関とするCSR推進体制を運用し、コンプライアンス体制の強化、安全な工場の実現、地域社会との共生等の諸課題に継続的に取り組み、当社に係る利害関係者（いわゆるステークホルダー）の信頼の維持・確保に努めております。

当社は、中期経営計画の策定および実行等の取組みを通じ、これら当社の企業価値の源泉を今後も継続的に発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上につながるものと考えており、また、下記(3)の本対応方針とともに、基本方針の実現にも資するものと考えております。したがって、かかる取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

### **(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

当社は、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会において、「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針」を導入し、その後、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会にてその継続を決議いたしました。有効期間満了にあたり、平成26年6月27日開催の当社定時株主総会において、一部改定のうえあらためて継続する決議をいたしました（以下、継続後の方針を「本対応方針」といいます。）。当社は本対応方針を、平成26年5月22日付「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」として以下のURLに公表しております。詳細については、こちらをご覧ください。

<http://www.zeon.co.jp/content/200228815.pdf>

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けが行われた際に、かかる大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、または場合により株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みとして継続導入されるものであり、基本方針に沿うものです。

さらに、当社取締役会は次の理由から、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容も踏まえた内容となっております。

② 株主共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けがなされた際に、当該買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

本対応方針の継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向によっては本対応方針の廃止も可能であることから、本対応方針が株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

③ 株主意思を反映するものであること

当社は、本対応方針の継続に関する承認議案を平成26年6月27日開催の定時株主総会に付議し、本対応方針は株主の皆様のご承認を得ておりますので、その継続についての株主の皆様のご意向が反映されております。

また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

④ 外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、大量買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大量買付者との交渉を行うに際しては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ます。これにより当社取締役会の判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

⑤ 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の必要性および相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

⑥ デッドハンド型買収防衛策等ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その実施を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

---

備 考

事業報告は次により記載されております。

1. 百万円単位の記載金額はそれぞれ単位未満四捨五入により表示しております。
2. 千株単位の株式数は千株未満切捨てにより表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部            |                | 負 債 の 部                 |                |
|--------------------|----------------|-------------------------|----------------|
| 科 目                | 金 額            | 科 目                     | 金 額            |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>176,609</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>119,174</b> |
| 現金及び預金             | 4,151          | 支払手形及び買掛金               | 60,466         |
| 受取手形及び売掛金          | 70,970         | 電子記録債務                  | 796            |
| 電子記録債権             | 720            | 短期借入金                   | 18,220         |
| 商品及び製品             | 43,299         | コマーシャル・ペーパー             | 10,000         |
| 仕掛品                | 4,393          | 未払法人税等                  | 3,902          |
| 原材料及び貯蔵品           | 13,543         | 賞与引当金                   | 1,977          |
| 未収入金               | 32,284         | その他の引当金                 | 531            |
| 繰延税金資産             | 3,231          | その他                     | 23,282         |
| その他                | 4,115          | <b>固 定 負 債</b>          | <b>64,707</b>  |
| 貸倒引当金              | △95            | 社 債                     | 10,000         |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>222,903</b> | 長期借入金                   | 20,669         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>134,227</b> | 繰延税金負債                  | 12,908         |
| 建物及び構築物            | 42,455         | 退職給付に係る負債               | 14,209         |
| 機械装置及び運搬具          | 55,187         | その他の引当金                 | 1,461          |
| 土地                 | 18,371         | その他                     | 5,460          |
| 建設仮勘定              | 11,965         | <b>負 債 合 計</b>          | <b>183,881</b> |
| その他                | 6,249          | <b>純 資 産 の 部</b>        |                |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>5,262</b>   | <b>株 主 資 本</b>          | <b>178,273</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>83,414</b>  | 資 本 金                   | 24,211         |
| 投資有価証券             | 75,972         | 資 本 剰 余 金               | 18,514         |
| 退職給付に係る資産          | 44             | 利 益 剰 余 金               | 148,285        |
| 繰延税金資産             | 618            | 自 己 株 式                 | △12,737        |
| その他                | 7,177          | <b>その他の包括利益累計額</b>      | <b>32,943</b>  |
| 貸倒引当金              | △397           | その他有価証券評価差額金            | 28,350         |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>399,512</b> | 繰延ヘッジ損益                 | △0             |
|                    |                | 為替換算調整勘定                | 7,666          |
|                    |                | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △3,072         |
|                    |                | <b>新 株 予 約 権</b>        | <b>304</b>     |
|                    |                | <b>少 数 株 主 持 分</b>      | <b>4,111</b>   |
|                    |                | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>215,631</b> |
|                    |                | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>    | <b>399,512</b> |



# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額     |
|----------------|---------|
| 売上高            | 307,524 |
| 売上原価           | 224,887 |
| 売上総利益          | 82,636  |
| 販売費及び一般管理費     | 54,391  |
| 営業利益           | 28,245  |
| 営業外収益          | 4,297   |
| 受取利息           | 131     |
| 受取配当金          | 1,610   |
| 為替差益           | 457     |
| 物品売却益          | 477     |
| 補助金収入          | 986     |
| 雑収入            | 636     |
| 営業外費用          | 1,443   |
| 支払利息           | 721     |
| 休止固定資産減価償却費    | 539     |
| 雑損失            | 183     |
| 経常利益           | 31,098  |
| 特別利益           | 1,126   |
| 固定資産売却益        | 892     |
| 投資有価証券売却益      | 136     |
| その他            | 98      |
| 特別損失           | 2,434   |
| 固定資産処分損失       | 1,027   |
| 減損損失           | 1,263   |
| その他            | 144     |
| 税金等調整前当期純利益    | 29,791  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 10,093  |
| 法人税等調整額        | 282     |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 19,416  |
| 少数株主利益         | 337     |
| 当期純利益          | 19,080  |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|---------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高           | 24,211  | 18,514    | 132,476   | △12,734 | 162,467     |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |         |           | △322      |         | △322        |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 24,211  | 18,514    | 132,154   | △12,734 | 162,145     |
| 当 期 変 動 額           |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当         |         |           | △2,948    |         | △2,948      |
| 当 期 純 利 益           |         |           | 19,080    |         | 19,080      |
| 自 己 株 式 の 取 得       |         |           |           | △3      | △3          |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |           |           |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計       | －       | －         | 16,131    | △3      | 16,128      |
| 当 期 末 残 高           | 24,211  | 18,514    | 148,285   | △12,737 | 178,273     |

|                     | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                       |                 |                   |                   | そ の 他 の 利 益 累 計 額 |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                     | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | 他 社 株 主 持 有 株 券 証 書 額 | 繰 延 税 金 等 仮 借 金 | 為 替 換 算 差 異 調 整 額 | 退 職 給 付 金 等 累 計 額 |                   |
| 当 期 首 残 高           | 15,081                |                       | △1              | 2,261             | △2,205            | 15,136            |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |                       |                       |                 |                   |                   |                   |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 15,081                |                       | △1              | 2,261             | △2,205            | 15,136            |
| 当 期 変 動 額           |                       |                       |                 |                   |                   |                   |
| 剰 余 金 の 配 当         |                       |                       |                 |                   |                   |                   |
| 当 期 純 利 益           |                       |                       |                 |                   |                   |                   |
| 自 己 株 式 の 取 得       |                       |                       |                 |                   |                   |                   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 13,269                |                       | 1               | 5,404             | △867              | 17,807            |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 13,269                |                       | 1               | 5,404             | △867              | 17,807            |
| 当 期 末 残 高           | 28,350                |                       | △0              | 7,666             | △3,072            | 32,943            |

|                     | 新株予約権 | 少 数 株 主 持 有 株 券 証 書 額 | 純資産合計   |
|---------------------|-------|-----------------------|---------|
| 当 期 首 残 高           | 266   | 3,545                 | 181,414 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |       |                       | △322    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 266   | 3,545                 | 181,092 |
| 当 期 変 動 額           |       |                       |         |
| 剰 余 金 の 配 当         |       |                       | △2,948  |
| 当 期 純 利 益           |       |                       | 19,080  |
| 自 己 株 式 の 取 得       |       |                       | △3      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 38    | 565                   | 18,411  |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 38    | 565                   | 34,539  |
| 当 期 末 残 高           | 304   | 4,111                 | 215,631 |

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |                | 負 債 の 部        |                |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 科 目             | 金 額            | 科 目            | 金 額            |
| <b>流動資産</b>     | <b>133,834</b> | <b>流動負債</b>    | <b>116,394</b> |
| 現金及び預金          | 917            | 買掛金            | 57,072         |
| 受取手形            | 54             | 短期借入金          | 13,944         |
| 売掛金             | 50,104         | コマーシャル・ペーパー    | 10,000         |
| 商品及び製品          | 24,403         | リース債務          | 145            |
| 仕掛品             | 3,683          | 未払金            | 15,080         |
| 原材料及び貯蔵品        | 8,570          | 未払費用           | 3,577          |
| 前払費用            | 571            | 未払法人税等         | 3,195          |
| 繰延税金資産          | 2,213          | 前受金            | 263            |
| 未収入金            | 30,075         | 預り金            | 11,472         |
| 短期貸付金           | 12,758         | 賞与引当金          | 1,079          |
| その他             | 490            | 修繕引当金          | 422            |
| 貸倒引当金           | △5             | 環境対策引当金        | 105            |
| <b>固定資産</b>     | <b>196,638</b> | 資産除去債務         | 40             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>90,536</b>  | <b>固定負債</b>    | <b>39,008</b>  |
| 建物              | 28,615         | 社債             | 10,000         |
| 構築物             | 4,998          | 長期借入金          | 8,500          |
| 機械装置            | 33,691         | リース債務          | 580            |
| 車両運搬具           | 72             | 繰延税金負債         | 9,539          |
| 工具、器具及び備品       | 2,075          | 長期未払金          | 165            |
| 土地              | 11,594         | 修繕引当金          | 1,112          |
| リース資産           | 685            | 退職給付引当金        | 8,182          |
| 建設仮勘定           | 8,805          | 環境対策引当金        | 327            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,681</b>   | 資産除去債務         | 603            |
| ソフトウェア          | 2,619          | <b>負債合計</b>    | <b>155,402</b> |
| その他             | 63             | <b>純資産の部</b>   |                |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>103,421</b> | 株主資本           | 147,576        |
| 投資有価証券          | 70,396         | 資本剰余金          | 24,211         |
| 関係会社株式          | 27,661         | 資本準備金          | 18,477         |
| 関係会社出資金         | 1,948          | 資本剰余金          | 18,336         |
| 長期貸付金           | 1,572          | その他資本剰余金       | 142            |
| 長期前払費用          | 875            | 利益剰余金          | 117,625        |
| その他             | 1,071          | 利益準備金          | 3,027          |
| 貸倒引当金           | △102           | その他利益剰余金       | 114,598        |
| <b>資産合計</b>     | <b>330,472</b> | 圧縮記帳積立金        | 666            |
|                 |                | 別途積立金          | 9,081          |
|                 |                | 繰越利益剰余金        | 104,851        |
|                 |                | 自己株式           | △12,737        |
|                 |                | 評価・換算差額等       | 27,190         |
|                 |                | その他有価証券評価差額金   | 27,190         |
|                 |                | 新株予約権          | 304            |
|                 |                | <b>純資産合計</b>   | <b>175,070</b> |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b> | <b>330,472</b> |

## 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額     |
|-------------------------|---------|
| 売 上 高                   | 214,224 |
| 売 上 原 価                 | 151,246 |
| 売 上 総 利 益               | 62,977  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 39,272  |
| 営 業 利 益                 | 23,705  |
| 営 業 外 収 益               | 4,059   |
| 受 取 利 息 ・ 配 当 金         | 1,995   |
| そ の 他                   | 2,064   |
| 営 業 外 費 用               | 1,035   |
| 支 払 利 息                 | 449     |
| そ の 他                   | 586     |
| 経 常 利 益                 | 26,729  |
| 特 別 利 益                 | 851     |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 834     |
| そ の 他                   | 17      |
| 特 別 損 失                 | 2,156   |
| 固 定 資 産 処 分 損           | 889     |
| 減 損 損 失                 | 1,263   |
| そ の 他                   | 4       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 25,424  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 7,447   |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 209     |
| 当 期 純 利 益               | 17,768  |

## 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                              | 株 主 資 本 |                  |                                      |                       |             |                       |                                      |            |         |         | 株主資本<br>合 計 |                       |
|------------------------------|---------|------------------|--------------------------------------|-----------------------|-------------|-----------------------|--------------------------------------|------------|---------|---------|-------------|-----------------------|
|                              | 資本金     | 資 本 剰 余 金        |                                      |                       |             | 利 益 剰 余 金             |                                      |            |         | 自己株式    |             |                       |
|                              |         | 資<br>準<br>備<br>金 | そ<br>の<br>他<br>資<br>本<br>剰<br>余<br>金 | 資<br>剰<br>余<br>金<br>計 | 本<br>金<br>計 | 利<br>益<br>準<br>備<br>金 | そ<br>の<br>他<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金 |            |         |         |             | 利<br>剰<br>余<br>金<br>計 |
|                              |         |                  |                                      |                       |             |                       | 圧縮記帳積立金                              | 別 途<br>積立金 | 繰越利益剰余金 |         |             |                       |
| 当 期 首 残 高                    | 24,211  | 18,336           | 142                                  | 18,477                | 3,027       | 682                   | 9,081                                | 90,169     | 102,959 | △12,734 | 132,914     |                       |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額    |         |                  |                                      |                       |             |                       |                                      | △154       | △154    |         | △154        |                       |
| 会計方針の変更を反映した<br>当 期 首 残 高    | 24,211  | 18,336           | 142                                  | 18,477                | 3,027       | 682                   | 9,081                                | 90,015     | 102,805 | △12,734 | 132,760     |                       |
| 当 期 変 動 額                    |         |                  |                                      |                       |             |                       |                                      |            |         |         |             |                       |
| 圧縮記帳積立金の取崩                   |         |                  |                                      |                       |             | △16                   |                                      | 16         | -       |         | -           |                       |
| 剰余金の配当                       |         |                  |                                      |                       |             |                       |                                      | △2,948     | △2,948  |         | △2,948      |                       |
| 当 期 純 利 益                    |         |                  |                                      |                       |             |                       |                                      | 17,768     | 17,768  |         | 17,768      |                       |
| 自己株式の取得                      |         |                  |                                      |                       |             |                       |                                      |            |         | △3      | △3          |                       |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純額) |         |                  |                                      |                       |             |                       |                                      |            |         |         |             |                       |
| 当 期 変 動 額 合 計                | -       | -                | -                                    | -                     | -           | △16                   | -                                    | 14,836     | 14,820  | △3      | 14,817      |                       |
| 当 期 末 残 高                    | 24,211  | 18,336           | 142                                  | 18,477                | 3,027       | 666                   | 9,081                                | 104,851    | 117,625 | △12,737 | 147,576     |                       |

|                               | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |            | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|-----------------|------------|-----------|-----------|
|                               | その他有価証券評価差額金    | 評価・換算差額等合計 |           |           |
| 当 期 首 残 高                     | 14,625          | 14,625     | 266       | 147,805   |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額     |                 |            |           | △154      |
| 会計方針の変更を反映した<br>当 期 首 残 高 残 高 | 14,625          | 14,625     | 266       | 147,650   |
| 当 期 変 動 額                     |                 |            |           |           |
| 圧縮記帳積立金の取崩                    |                 |            |           | -         |
| 剰余金の配当                        |                 |            |           | △2,948    |
| 当 期 純 利 益                     |                 |            |           | 17,768    |
| 自己株式の取得                       |                 |            |           | △3        |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純額)  | 12,565          | 12,565     | 38        | 12,603    |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | 12,565          | 12,565     | 38        | 27,420    |
| 当 期 末 残 高                     | 27,190          | 27,190     | 304       | 175,070   |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

日本ゼオン株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 百井俊次 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 選 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 勇 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ゼオン株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ゼオン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

日本ゼオン株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

|                    |       |      |   |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 百井俊次 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 藤原 選 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 安藤 勇 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ゼオン株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システム整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月20日

日本ゼオン株式会社 監査役会

|       |     |    |   |
|-------|-----|----|---|
| 常勤監査役 | 長谷川 | 純  | Ⓔ |
| 常勤監査役 | 岡田  | 誠一 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 藤田  | 譲  | Ⓔ |
| 社外監査役 | 南雲  | 忠信 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 森   | 信博 | Ⓔ |

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の配当につきましては、株主の皆様へ安定的、継続的に行うことを基本方針としております。

このような方針のもとに、平成27年3月期の期末配当につきましては、以下のとおり1株あたり7円とさせていただきたいと存じます。この結果、年間配当金は中間配当を含めると1株あたり14円となり、前期実績から1円の増配となります。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金7円00銭 総額1,587,522,741円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成27年6月29日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### (1) 提案の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款規定に所要の変更を行うものであります。なお、第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現行定款                                                                                                          | 変更案                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| (取締役の責任免除)<br>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 | (取締役の責任免除)<br>第30条 (現行どおり) |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p>                                                                                                                       | <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p>                  |
| <p>(監査役の責任免除)<br/>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p> | <p>(監査役の責任免除)<br/>第41条 （現行どおり）</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p> |

### 第3号議案 取締役12名選任の件

現任取締役11名は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ふるかわ なおずみ<br>古河直純<br>(昭和19年12月22日生) | 昭和42年4月 当社入社<br>平成9年6月 当社取締役<br>平成11年6月 当社常務取締役<br>平成13年6月 当社専務取締役<br>平成15年6月 当社取締役社長<br>平成25年6月 当社取締役会長（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社トウペ会長                        | 114,000株   |
| 2     | たなか きみあき<br>田中公章<br>(昭和28年2月19日生)   | 昭和54年4月 当社入社<br>平成17年6月 当社取締役<br>平成19年6月 当社取締役 兼執行役員<br>平成23年6月 当社取締役 兼常務執行役員<br>平成24年6月 当社取締役 兼専務執行役員<br>平成25年6月 当社取締役社長（現任）                                  | 42,000株    |
| 3     | おおしま まさよし<br>大島正義<br>(昭和26年8月19日生)  | 昭和50年4月 当社入社<br>平成19年6月 当社執行役員<br>平成21年6月 当社取締役 兼執行役員<br>平成23年6月 当社取締役 兼常務執行役員<br>平成24年6月 当社取締役 兼専務執行役員<br>（現任）<br>現在 高機能事業本部長<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社TFC代表取締役社長 | 14,000株    |
| 4     | たけがみ ひろし<br>武上博<br>(昭和26年7月25日生)    | 昭和52年4月 当社入社<br>平成17年6月 当社取締役<br>平成19年6月 当社取締役 兼執行役員<br>平成24年6月 当社取締役 兼常務執行役員<br>（現任）<br>現在 生産担当、CSR推進本部長<br>兼CSR統括部門長                                         | 52,000株    |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                            | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5         | 三平能之<br>(昭和27年8月23日生)            | 昭和53年4月 当社入社<br>平成20年6月 当社執行役員<br>平成24年6月 当社常務執行役員<br>平成25年6月 当社取締役 兼常務執行役員<br>(現任)<br>現在 研究開発本部長 兼総合開発<br>センター長            | 14,000株        |
| 6         | 平川宏之<br>(昭和33年8月23日生)            | 昭和56年4月 当社入社<br>平成20年4月 当社経営企画部長<br>平成20年6月 当社執行役員<br>平成21年6月 当社取締役 兼執行役員 (現<br>任)<br>現在 基盤事業副本部長 兼ゴム事<br>業部長               | 23,000株        |
| 7         | 西嶋徹<br>(昭和32年2月8日生)<br>※新任取締役候補者 | 昭和56年4月 当社入社<br>平成18年10月 当社水島工場副工場長<br>平成21年6月 当社執行役員<br>平成26年6月 当社常務執行役員 (現任)<br>現在 生産本部長 兼総合生産セン<br>ター長                   | 6,000株         |
| 8         | 伊藤敬<br>(昭和34年6月1日生)              | 昭和57年4月 当社入社<br>平成19年6月 ゼオンメディカル株式会社代<br>表取締役<br>平成21年6月 当社執行役員<br>平成23年6月 当社取締役 兼執行役員 (現<br>任)<br>現在 経営企画統括部門長 兼事業<br>企画室長 | 12,000株        |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                       | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 9         | ふる や たけ お<br>古 谷 岳 夫<br>(昭和33年12月2日生)<br>※新任取締役候補者  | 平成2年3月 当社入社<br>平成23年8月 当社経営管理統括部門経理改革室長<br>平成24年7月 当社経営管理統括部門経営管理部長 兼経理改革室長<br>平成25年6月 当社執行役員(現任)<br>現在 経営管理統括部門長 兼経営管理部長<br>(重要な兼職の状況)<br>ゼオンエフアンドビー株式会社代表取締役                                                                                                                                          | 0株             |
| 10        | い とう はる お<br>伊 藤 晴 夫<br>(昭和18年11月9日生)<br>※社外取締役候補者  | 昭和43年4月 富士電機製造株式会社入社<br>平成10年6月 富士電機株式会社取締役<br>平成15年10月 富士電機システムズ株式会社代表取締役社長<br>平成18年6月 富士電機ホールディングス株式会社代表取締役 取締役社長<br>平成22年4月 同社取締役相談役<br>平成22年6月 同社相談役(現任)<br>平成23年6月 当社社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>富士電機株式会社(旧社名 富士電機ホールディングス株式会社)相談役<br>富士通株式会社社外取締役                                                  | 5,000株         |
| 11        | きた ばた たか お<br>北 畑 隆 生<br>(昭和25年1月10日生)<br>※社外取締役候補者 | 昭和47年4月 通商産業省入省<br>平成16年6月 経済産業省経済産業政策局長<br>平成18年7月 経済産業事務次官<br>平成20年7月 経済産業省退官<br>平成22年6月 株式会社神戸製鋼所社外取締役(現任)<br>丸紅株式会社社外監査役<br>平成25年6月 学校法人三田学園理事長(現任)<br>丸紅株式会社社外取締役(現任)<br>平成26年4月 学校法人三田学園学校長<br>平成26年6月 当社社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>学校法人三田学園理事長<br>株式会社神戸製鋼所社外取締役<br>丸紅株式会社社外取締役<br>セーレン株式会社社外取締役 | 0株             |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                     | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                       | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 12    | 南雲 忠信<br>(昭和22年2月12日生)<br>※新任取締役候補者<br>※社外取締役候補者 | 昭和44年4月 横浜ゴム株式会社入社<br>平成11年6月 同社取締役<br>平成14年6月 同社常務取締役<br>平成15年6月 同社専務取締役<br>平成16年6月 同社代表取締役社長<br>平成23年6月 同社代表取締役会長兼CEO<br>(現任)<br>当社社外監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>横浜ゴム株式会社代表取締役会長兼CEO<br>一般社団法人日本ゴム工業会会長 | 4,000株     |

- (注) 1. 伊藤晴夫氏、北畑隆生氏および南雲忠信氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。各氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりです。
- (1) 伊藤晴夫氏につきましては、富士電機株式会社の経営に長年携われ、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識を有しておられることから、その経験等に裏打ちされた当社の経営に係る実践的な指導と提言を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年間であります。
  - (2) 北畑隆生氏につきましては、経済産業行政に長年携われ、その経歴を通じて培われた経験と産業全般に係る見識を有しておられることから、直接会社経営に関与した経験の有無にかかわらず、その見識等に基づく指導・提言により当社の経営に貢献いただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年間であります。
  - (3) 南雲忠信氏につきましては、横浜ゴム株式会社の経営に長年携われ、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識を有しておられることから、その経験等に裏打ちされた当社の経営に係る実践的な指導と提言を期待し、平成23年6月からの当社社外監査役としての在任期間(4年間)を満了するあたり、あらためて社外取締役として選任をお願いするものであります。
2. 当社は、伊藤晴夫氏および北畑隆生氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
  3. 当社は、伊藤晴夫氏および北畑隆生氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を法令で定める最低責任限度額に限定する契約を締結しておりますが、各氏の選任が承認された場合、引き続き同様の内容の契約を継続する予定であります。また、南雲忠信氏との間におきましても、同様の内容の契約を締結する予定であります。
  4. 大島正義氏は、株式会社TFCの代表取締役社長であり、当社は同社と光学フィルムの購入等の取引を行っております。
  5. 南雲忠信氏は、横浜ゴム株式会社の代表取締役会長兼CEOであり、当社は同社に対して合成ゴム等の製品の販売を行っております。
  6. その他の候補者と当社との間には、会社法施行規則第74条第2項第3号に定める特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

現任監査役のうち、岡田誠一氏、南雲忠信氏および森信博氏は本定時株主総会最終の時をもって任期満了となりますので、社外監査役2名を含む監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                     | 略歴、当社における地位<br>および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | <small>みなみ ただ ゆき</small><br>南 忠 幸<br>(昭和27年4月1日生)<br>※新任監査役候補者                   | 昭和49年4月 当社入社<br>平成15年6月 当社取締役<br>平成19年6月 当社常務取締役 兼執行役員<br>平成21年6月 当社取締役 兼常務執行役員<br>(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社トウペ代表取締役社長                                                                                                                                                | 73,000株    |
| 2     | <small>こおり あき お</small><br>郡 昭 夫<br>(昭和23年12月21日生)<br>※新任監査役候補者<br>※社外監査役候補者     | 昭和46年4月 旭電化工業株式会社(現株式会社A D E K A)入社<br>平成17年6月 株式会社A D E K A執行役員<br>平成20年6月 同社取締役 兼執行役員<br>平成22年6月 同社取締役 兼常務執行役員<br>平成24年6月 同社代表取締役社長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社A D E K A代表取締役社長<br>日本農薬株式会社社外取締役                                                                       | 0株         |
| 3     | <small>にし じま のぶ たけ</small><br>西 島 信 竹<br>(昭和28年5月23日生)<br>※新任監査役候補者<br>※社外監査役候補者 | 昭和51年4月 株式会社第一勸業銀行入行<br>平成15年3月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員<br>平成16年4月 株式会社みずほ銀行執行役員<br>平成17年4月 同行常務執行役員<br>平成20年4月 みずほ信託銀行株式会社副社長執行役員<br>平成20年6月 同行取締役副社長兼副社長執行役員<br>平成25年4月 株式会社みずほプライベートウェルスマネジメント取締役社長<br>平成27年4月 株式会社トータル保険サービス副会長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社トータル保険サービス副会長 | 0株         |



- (注) 1. 郡昭夫氏および西島信竹氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。両氏を社外監査役候補者とした理由は、郡昭夫氏は株式会社A D E K Aの経営に、西島信竹氏はみずほ信託銀行株式会社等の経営にそれぞれ長年携わられ、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識を有しておられることから、その視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待するためであります。なお、両氏とも東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、同取引所に独立役員として届け出る予定です。
2. 当社は、郡昭夫氏および西島信竹氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を法令で定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。また、第2号議案（定款一部変更の件）が承認された場合には、南忠幸氏との間におきましても、同様の内容の契約を締結する予定であります。
3. 南忠幸氏は、当社の子会社である株式会社トウベの代表取締役社長を兼職しておりますが、本定時株主総会開催日までに退任する予定です。
4. 郡昭夫氏は、株式会社A D E K Aの代表取締役社長であり、当社は同社と原材料の購入等の取引を行っております。
5. その他の候補者と当社との間には、会社法施行規則第76条第1項第2号に定める特別の利害関係はありません。

以上

<メモ欄>

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内にしたがって入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com/>

- (2) 行使期限は平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

### 2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9：00～21：00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9：00～17：00）

以上

